

申告所得税

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

階級区分	合 計 所 得				譲渡所得のある者	譲渡所得のある者のうち短期譲渡がある者	山林所得のある者
	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 者	計			
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	3,468	220	3,894	7,582	1,408	354	174
100万円 "	5,287	325	5,902	11,514	470	50	29
150万円 "	10,122	1,164	18,297	29,583	681	73	57
200万円 "	10,806	1,619	20,462	32,887	667	58	41
250万円 "	9,974	1,948	19,868	31,790	513	35	38
300万円 "	8,144	1,964	14,892	25,000	470	27	16
400万円 "	10,557	3,194	21,207	34,958	694	17	24
500万円 "	5,198	2,203	14,804	22,205	534	29	11
600万円 "	2,843	1,362	11,536	15,741	470	10	6
700万円 "	1,516	767	9,302	11,585	380	10	3
800万円 "	905	432	7,038	8,375	327	6	2
1,000万円 "	1,010	371	8,573	9,954	532	12	6
1,200万円 "	508	124	4,994	5,626	347	8	2
1,500万円 "	482	62	4,777	5,321	408	7	2
2,000万円 "	566	28	4,282	4,876	366	7	4
3,000万円 "	474	10	2,863	3,347	297	4	2
5,000万円 "	352	1	1,748	2,101	201	1	-
5,000万円超	193	-	777	970	142	2	-
合 計	72,405	15,794	175,216	263,415	8,907	710	417

調査対象等： 平成 15 年分の申告所得税の納税者について、平成 16 年 3 月 31 日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

用語の説明： 1 「合計所得」とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

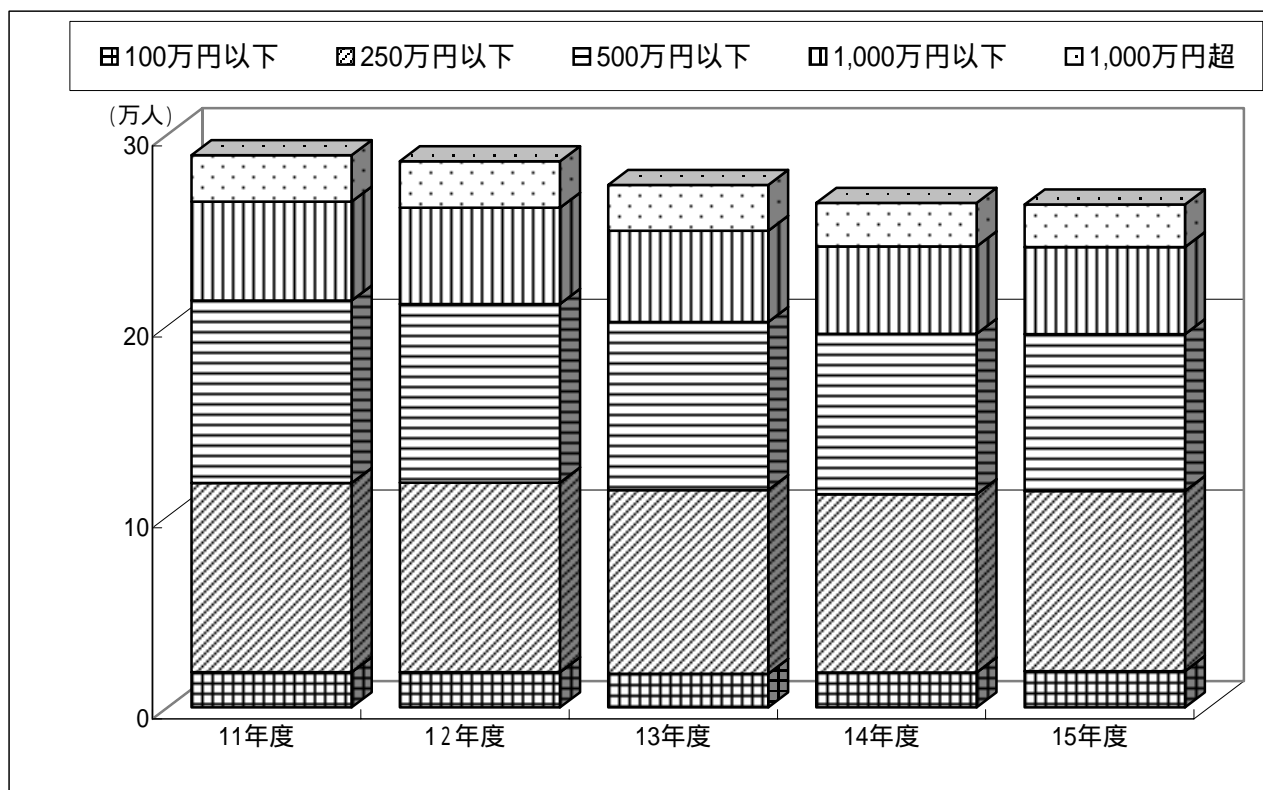
2 「変動所得及び臨時所得の平均課税」とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得)がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(注) 1 「合計所得」の「計」欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得のある者」及び「山林所得のある者」欄の人員は「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

第 - 2図 所得階級別人員の推移



第 - 3図 所得階級別人員の構成比較図

